

令和4年第3回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和4年5月18日第3回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の出席議員（ 16 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐 藤 喜 仁	市民福祉部長	須 田 美 奈

農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	畠山真姫子
会計管理者	土門好子	総務課長	斎藤邦
税務課長	早水和田洋	財政課長	斎藤真紀
商工政策課長	竹内健	観光課長	今野伸二
象潟・金浦B&G 海洋センター所長	齊藤徹	教育総務課長	今野和彦
象潟公民館長	佐々木美和		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和4年5月18日（水曜日）午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

議事日程第1号の追加1

令和4年5月18日（水曜日）午前10時開議

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第9 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第10 議長の常任委員会委員辞任の件
- 第11 報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号）
- 第12 報告第2号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第13 報告第3号 令和3年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第14 議案第41号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第15 議案第42号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第16 議案第43号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）

- 第17 議案第44号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第18 議案第45号 令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第19 議案第46号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第20 議案第47号 にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第48号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第22 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第23 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号及び第1号の追加1に同じ

午前10時00分 開 会

●事務局長（阿部和久君） それでは皆さん、おはようございます。事務局長の阿部です。

本臨時会是一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長議員は伊藤竹文議員ですので、ご紹介を申し上げます。

それでは、伊藤竹文議員、臨時議長として議長席の方にご着席願います。お願いします。

【臨時議長（伊藤竹文君）議長席に着く】

●臨時議長（伊藤竹文君） 改めましておはようございます。ただいま紹介されました伊藤竹文でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。各議員のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和4年第3回にかほ市議会臨時会を開催いたします。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定による出席説明員については、新議長が出席を要求することになりますので、ご承知おきください。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席となります。

【指定された仮議席】

1 番	高 橋	利 枝	2 番	齋 藤	光 春
3 番	佐々木	正 勝	4 番	宮 崎	信 一
5 番	齋 藤	雄 史	6 番	齋 藤	聡 進
7 番	菊 地	衛	8 番	齋 藤	進
9 番	佐々木	平 嗣	10 番	小 川	正 文
11 番	佐々木	孝 二	12 番	佐 藤	直 哉
13 番	佐々木	春 男	14 番	佐々木	敏 春
15 番	森	鉄 也	16 番	伊 藤	竹 文

- 臨時議長（伊藤竹文君） 日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。

【議場閉鎖】

- 臨時議長（伊藤竹文君） ただいまの出席議員数は16人です。

立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番高橋利枝議員、2番齋藤光春議員、3番佐々木正勝議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、無効とならないよう必ず名字と名前をはっきりと記入するようお願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

【投票用紙配付】

- 臨時議長（伊藤竹文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 臨時議長（伊藤竹文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【投票箱点検】

- 臨時議長（伊藤竹文君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

- 臨時議長（伊藤竹文君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 臨時議長（伊藤竹文君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。1番高橋利枝議員、2番齋藤光春議員、3番佐々木正勝議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人高橋利枝君、齋藤光春君、佐々木正勝君立ち会いの上、開票】

●臨時議長（伊藤竹文君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、宮崎信一議員16票。以上のとおりであります。

したがって、議長には宮崎信一議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

●臨時議長（伊藤竹文君） ただいま議長に当選されました宮崎信一議員が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

宮崎信一議員、返事をお願いいたします。

【4番（宮崎信一君）「はい」と呼ぶ】

●臨時議長（伊藤竹文君） 議長に当選されました宮崎信一議員のご挨拶を議長席前の演壇でお願いいたします。

【議長（宮崎信一君）登壇】

●議長（宮崎信一君） おはようございます。皆様より当選させていただきました宮崎信一でございます。

町時代から考えますと24年目になりますが、まだまだ勉強不足のところがございます。どうぞ皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、新米議長として頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

内容については、私の先日の所信表明の中で発表しておりますので、そのとおりに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

●臨時議長（伊藤竹文君） これをもちまして臨時議長の任務は終了いたしました。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

それでは、議長交代のため暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時19分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付しました追加議事日程のとおり日程を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、地方自治法第121条の規定による出席説明員の出席については、日程第11からの出席を要

求しています。

日程第1、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番齋藤雄史議員、6番齋藤聡議員、7番菊地衛議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、無効票とならないよう必ず名字と名前をはっきり記入するようお願いいたします。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（宮崎信一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（宮崎信一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。5番齋藤雄史議員、6番齋藤聡議員、7番菊地衛議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人齋藤雄史君、齋藤聡君、菊地衛君の立ち会いの上、開票】

●議長（宮崎信一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、伊藤竹文議員16票。以上のとおりです。

したがって、伊藤竹文議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

●議長（宮崎信一君） ただいま副議長に当選された伊藤竹文議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

伊藤竹文議員、返事をお願いします。

【16番（伊藤竹文君）「はい」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） 副議長に当選された伊藤竹文議員から議長席前の演壇でご挨拶をお願いいたします。

【副議長（伊藤竹文君）登壇】

●副議長（伊藤竹文君） このたび皆様方のご支持のもと、副議長という要職に就くことができました。誠にありがとうございます。

にかほ市議会議員としての誇りを持ち、原点に返り、初心を忘れず、地域発展のために、にかほ市政の発展のために、議長を補佐し、地域の活性化や地域住民の安定化のために今後とも邁進していくつもりでございます。どうぞ皆様方のご協力も併せてよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。（拍手）

●議長（宮崎信一君） 日程第2、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり、議長から指定いたします。

.....

【指定された議席】

1 番	高 橋	利 枝	2 番	齋 藤	光 春
3 番	佐々木	正 勝	4 番	宮 崎	信 一
5 番	齋 藤	雄 史	6 番	齋 藤	聡
7 番	菊 地	衛	8 番	齋 藤	進
9 番	佐々木	平 嗣	10 番	小 川	正 文
11 番	佐々木	孝 二	12 番	佐 藤	直 哉
13 番	佐々木	春 男	14 番	佐々木	敏 春
15 番	森	鉄 也	16 番	伊 藤	竹 文

.....

●議長（宮崎信一君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定に基づき、1番高橋利枝議員、2番齋藤光春議員を指名します。

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第5、常任委員会の委員の選任、日程第6、議会運営委員会委員の選任及び日程第7、議会広報広聴委員会委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。
事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それではご報告いたします。

総務常任委員会、高橋利枝議員、宮崎信一議員、佐々木正勝議員、齋藤雄史議員、佐々木敏春議員、森鉄也議員、以上6人です。

教育民生常任委員会、菊地衛議員、齋藤進議員、小川正文議員、佐藤直哉議員、佐々木春男議員、以上5人です。

産業建設常任委員会です。齋藤光春議員、齋藤聡議員、佐々木平嗣議員、佐々木孝二議員、伊藤竹文議員、以上5人です。

以上のようにそれぞれ指名したいと思います。

●議長（宮崎信一君） これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。また、各常任委員会から議会広報聴取委員会委員も併せて選出願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

総務委員会は第1会議室、教育民生委員会は第2会議室、産業建設委員会は第3会議室で行ってください。

しばらく休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時56分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それではご報告いたします。

総務委員会、委員長、佐々木敏春議員、副委員長、佐々木正勝議員。

教育民生委員会、委員長、佐藤直哉議員、副委員長、齋藤進議員。

産業建設委員会、委員長、齋藤聡議員、副委員長、佐々木孝二議員、以上です。

●議長（宮崎信一君） ただいまの報告のとおり決定しました。

次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それではご報告いたします。

議会運営委員は、齋藤光春議員、菊地衛議員、小川正文議員、佐々木孝二議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、森鉄也議員、以上7人です。

●議長（宮崎信一君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それではご報告いたします。

議会運営委員会、委員長、森鉄也議員、副委員長、佐々木孝二議員、以上です。

●議長（宮崎信一君） 以上のとおり決定しました。

お諮りします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それでは報告いたします。

副議長、伊藤竹文議員、議会運営委員長、森鉄也議員、総務委員会から佐々木正勝議員、高橋利枝議員、教育民生委員会から齋藤進議員、佐々木春男議員、産業建設委員会から佐々木孝二議員、齋藤光春議員、以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 以上のようにそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午前11時11分 休 憩

午前11時24分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（阿部和久君） それでは報告いたします。

議会広報広聴委員会、委員長、齋藤進議員、副委員長、佐々木正勝議員、以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 以上のとおり決定しました。

日程第8、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により1名を選出します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長の私、宮崎信一を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました私、宮崎信一を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した私、宮崎信一議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選について、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行い、このことについて承諾いたします。

次に、日程第9、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題とします。

本荘由利広域市町村圏組合規約第5条第2項により、にかほ市議会での組合議会の議員3人を選出することになっているものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、3番佐々木正勝議員、8番齋藤進議員、11番佐々木孝二議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3番佐々木正勝議員、8番齋藤進議員、11番佐々木孝二議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3番佐々木正勝議員、8番齋藤進議員、11番佐々木孝二議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選された3番佐々木正勝議員、8番齋藤進議員、11番佐々木孝二議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。佐々木正勝議員、齋藤進議員、佐々木孝二議員、よろしいでしょうか。

【3番（佐々木正勝君）「はい」と呼ぶ、8番（齋藤進君）「はい」と呼ぶ、

11番（佐々木孝二君）「はい」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） しばらく休憩します。

午前11時27分 休 憩

午前11時28分 再 開

●副議長（伊藤竹文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議長の常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、4番宮崎信一議員の退場を求めます。

【4番（宮崎信一君）退場】

●副議長（伊藤竹文君） 議長から総務常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、宮崎信一議員、議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時29分 休 憩

午前11時30分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時31分 休 憩

午後1時29分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員名簿は、お手元に配付のとおりです。

議案の付託についてお諮りします。本日上程される議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第11、報告第1号専決処分の報告について（専決第2号）から日程第13、報告第3号令和3年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの報告3件、日程第14、議案第41号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から日程第21、議案第48号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの議案8件、計11件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） 改めまして、本日の臨時会、よろしくお願ひしたいと思えます。また、宮崎議長には、引き続きの議会運営について、市と協力しながら進まれることを希望しますし、何とぞご協力のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

まずは、報告第1号であります。専決処分の報告について（専決第2号）であります。

令和2年2月5日に、象潟公民館1階廊下にて転倒により頭部を負傷した事故について、令和4年3月31日付で賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、報告第2号専決処分の報告について（専決第9号）であります。

令和4年2月9日に、金浦字谷地中30番地3先の市道にて職員が職務中に相手方の車両に与えた損傷について、令和4年4月15日付で賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号であります。令和3年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

畑宇大谷地頭地内における畑配水場流量計改良工事において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い資材調達に遅延が生じたため、改良工事の予算を繰り越しすることについて、地方公営企業法の規定に基づき報告をするものであります。

続いて、議案第41号であります。にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第42号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第43号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）であります。

令和4年3月31日付で専決処分した令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,168万3,000円を追加し、総額をそれぞれ171億854万円とするものであります。

補正予算の内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、交付額の確定により特別交付税2億5,828万円を増額したほか、国庫支出金の増額は、補助事業費の確定等によるものであります。

歳出については、基金繰入額や市債の確定に伴う財源調整と事業費の確定等による予算の調整のほか、さきに報告しました賠償金に係る予算を計上しております。

次に、議案第44号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）であります。

これは令和3年3月31日付で専決処分した令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）であります。

令和4年3月31日付で専決処分した令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,458万7,000円を減額し、総額をそれぞれ28億6,992万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、県支出金の交付額の確定により保険給付費等交付金の普通交付金2億1,883万1,000円を減額、

特別交付税3,452万4,000円を増額しております。

次に、議案第45号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）であります。

令和4年3月31日付で専決処分した令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万5,000円を追加し、総額をそれぞれ3億4,398万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、3月補正予算成立後の保険料収入額の確定による調整であり、歳入では、後期高齢者医療保険料を、歳出では、広域連合納付金をそれぞれ70万5,000円増額しております。

次に、議案第46号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）であります。

令和4年4月1日付で専決処分した令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ789万8,000円を追加し、総額をそれぞれ155億8,194万2,000円とするものであります。

補正予算の内容は、令和2年度において債務負担行為を設定した金浦こ線人道橋補修・補強工事について、本年度が最終年度となることから、工事の進捗状況により限度額に合わせて工事費を追加するほか、株式会社プレステージ・インターナショナルの新拠点、立地用地の西側に追加工事の必要が生じた排水路整備に係る予算を計上するものであります。

次に、議案第47号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、にかほ市新産業支援センターのうち、仁賀保新産業支援センターの用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第48号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ704万8,000円を追加し、総額をそれぞれ155億8,899万円とするものであります。

補正予算の内容は、金浦小学校の空調設備設置に係る工事費を計上するほか、このたび、B&G財団により創設された、先進的海洋センター整備事業に申請するに当たり、整備構想作成支援に係る事業費などを計上するものであります。

歳出の主なものは、教育費では、学校管理費に、小学校施設整備工事129万8,000円を計上するほか、海洋センター管理費に、先進的海洋センター整備構想支援業務委託料495万円を計上しております。

以上、議案の要旨についてご説明をさせていただきました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。私からは以上です。

●議長（宮崎信一君） これから担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第1号について、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、報告第1号専決処分報告について（専決第2号）の補足説明を申し上げます。

議案綴りの2ページ目をお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、令和4年3月31日に示談が成立したことにより報告するものです。

損害賠償の額、相手方については、専決処分書に記載のとおりでございます。

内容は、令和2年2月5日、象潟公民館1階廊下にて転倒し、頭部を負傷。その後、後遺障害が認められたことによるものであります。

事故発生当時は、外は吹雪であったため、玄関前に「滑る足元注意」と掲示し、フロアマットを正面玄関から談話室前廊下4分の1ほどまで敷き、当時の象潟公民館職員が玄関風除室に立ち、注意喚起の声かけを行っておりました。この方に対しても、足元に気をつけるように声をかけていましたが、正面玄関から談話室方向へ右折しトイレ前のフロアマットが敷かれていないところで転倒し、救急車で搬送され、1か月余りの入院となりました。相手の方には深く謝意を申し上げますとともに、今後も、社会教育施設をはじめ全ての公共施設において、事故防止に対する注意を一層強化してまいります。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補填されます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第2号について、農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、報告第2号について補足説明いたします。

議案綴り4ページをご覧ください。

報告第2号は物損事故であります。令和4年4月15日付で示談が成立したことにより報告するものです。

損害賠償の額は16万6,012円、損害賠償の相手方は専決処分書記載のとおりです。

内容は、令和4年2月9日午前9時15分頃に、金浦字谷地中30番地3先市道にて市職員が公用車で現場確認に向かう途中、下り坂にさしかかったときに対向車が来たためブレーキをかけたところ、滑って車体後方が右に振れ、お互いの車両の後方が接触したものです。お互いにけがはありませんでした。

今後とも十分な安全運転をより徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第3号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） それでは、報告第3号について補足説明いたします。

議案綴りの6ページをご覧ください。

この工事は、畑字大谷地頭地内の畑配水場において、送水流入積算計の改良を行うものでございます。露出しておりますケーブルの埋設及び監視盤の改良を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により資材の調達に遅延が生じ、工期内に完成することができない見込みとなったため、3月1日付で工期を5月31日まで延長する変更契約を締結しております。

なお、地方公営企業法第26条第1項により予算の繰越が建設改良費に限り行うことができ、同条3項により、その場合、管理者は繰越計算書を市長へ提出するものとし、提出を受けた市長は、次の議会において市議会に報告しなければならないことから、今回の繰越計算書を報告するものであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第41号及び議案第42号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第41号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）につきまして補足説明をいたします。

なお、このたびの条例改正につきましては、改正箇所が多岐にわたりますので、特に市民の皆さんに身近な税制改正についてのみ説明をさせていただきます。

議案説明資料を使って説明をいたします。資料の1ページをご覧ください。

初めに、1の改正の理由であります。令和4年度の税制改正といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることに伴いまして、にかほ市税条例等につきましても改正が必要となりましたので、専決処分したものでございます。

次に、2の主な内容であります。初めに(1)個人市民税の関係であります。

附則第7条の3の2第1項の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、その適用年限につきましては、これまで令和15年度分の市民税までとしておりましたが、これを5年延長しまして、令和20年度分の市民税までとするものでございます。

また、住宅への居住年につきましては、これまで令和3年までを控除対象としておりましたが、これを4年延長しまして、令和7年とするものでございます。

また、この改正後の規定につきましては、令和5年1月1日から施行するものでございます。

次に、(2)の固定資産税の関係につきましては、附則第12条の改正でございます。

これは、景気の回復に万全を期すと、そのため、土地に対する固定資産税の負担調整措置を講じるものでございます。具体的には、税負担の激変を緩和する観点から、令和4年度に限って、商業地などの課税標準額の上昇幅について、その上限を評価額の2.5%とするものでございます。

なお、この改正後の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

令和4年度の主な税制改正については、これらの2点になります。

なお、説明資料の2ページから19ページまでは、その他の改正を含めた条例改正の新旧対照表を載せておりますので、それぞれご参照いただきたいと思います。

議案第41号の補足説明は以上です。

続きまして、議案第42号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）につきまして補足説明をいたします。

こちらも議案説明資料を使って説明をいたします。資料の20ページをご覧ください。

20ページの1の改正の理由であります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3

月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、市の条例も改正が必要となりましたので、専決処分をしたものでございます。

次に、2の主な内容であります。条例第2条及び第23条の関係であります。国民健康保険税の基礎課税額等の限度額を改正するものでございます。

具体的には、基礎課税額に係る課税限度額を、これまでの63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、これまでの19万円から20万円に引き上げるものでございます。

この改正後の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、資料の21ページ、22ページには、今回の改正に伴います条例の新旧対照表を載せておりますので、ご参照ください。

議案第42号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第43号について、初めに企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第43号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の企画調整部関係について補足説明いたします。

補正の内容については、3月補正予算成立後における地方交付税や各種交付金、市債などの額の確定、そしてそれらによる財源調整が主な理由となっております。

初めに、補正予算書5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正であります。

上段の表は、繰越明許費の追加として、3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、当該給付事業が本年12月末日までの事業期間であることから、未執行部分の5,936万2,000円について、また、次の8款2項道路橋梁費、排水路維持改良事業は、象潟駅前の排水路整備について、関連建物の解体工事の遅れに伴い年度内完了が見込めなくなったため、277万円のそれぞれを次年度へ繰り越すものであります。

下段の表については、3月補正において承認をいただいております二つの事業について変更するもので、7款2項観光費、アウトドア拠点づくり事業については、用地のボーリング調査日数の増加などにより、そして8款2項道路橋梁費、橋梁補修事業は、JRとの協定に基づく中磯こ線橋補修・補強工事について、JRとの協議によって年度内完了が見込めない施工の範囲が増加したことから、それぞれ表のように変更するものであります。

次に、補正予算書の6ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。

表の記載のように、子ども伴走プロジェクト事業、以下7ページにかけての15件について、対象事業費の確定に伴い、それぞれの事業に係る借入限度額を変更するものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入についてであります。

2 款地方譲与税 1 項 1 目 1 節地方揮発油譲与税720万4,000円の増額と、次の 2 項 1 目 1 節自動車重量譲与税740万1,000円の増額は、国からの交付額の確定によりそれぞれ補正計上をしております。

次に、12ページの上から二つ目、10款地方交付税 1 項 1 目 1 節地方交付税 2 億5,828万円の増額は、特別交付税の交付額が 4 億8,228万円と確定したことにより、既定予算との差額を計上しております。

その下、11款交通安全対策特別交付金 1 項 1 目 1 節交通安全対策特別交付金についても、交付額が確定したことにより17万2,000円の減額としております。

このページの一番下、14款国庫支出金 2 項 1 目 1 節総務費補助金1,760万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、令和 3 年度における飲食応援消費換券事業や、大学生等生活支援事業、学校等抗菌・抗ウイルスガラスコーティング施工事業などの新型コロナウイルス感染症対応事業に係る交付額の確定に伴い、既定予算との差額を増額補正しております。

次に、13ページの下段、16款財産収入 1 項 3 目 1 節基金運用収入10万3,000円の増額は、安全性が確保されている公債で、より利率のよい債権での買い換え運用とするため、原資 1 億円の秋田県道路公債を売却した際の売却益を計上しております。

その次の17款寄附金 1 項 1 目 1 節一般寄附金100万円の増額は、3月に入ってから市内企業から寄附の申し入れがあり、3月28日に寄附金として納入がありましたことから、増額計上したものであります。環境保全に関する事業への活用との申し入れであり、みらい創造基金へ積み立て、活用させていただくものとしております。

次に、14ページ、18款繰入金 2 項 1 目財政調整基金繰入金1,247万3,000円の減額は、歳入歳出の調整による減額で、本補正後の財政調整基金の残高は32億6,684万4,000円となります。

その下、2 目みらい創造基金繰入金、3 目地域振興基金繰入金、5 目の自然エネルギーによるまちづくり基金繰入金は、それぞれ充当する事業費の確定に伴う整理として補正するものであります。

20款諸収入 4 項雑入 6 目 1 節雑入の総合賠償補償料500万円は、報告第 1 号のとおり、象潟公民館内で発生した転倒事故に係る示談による賠償金について、加入している全国町村会総合賠償補償保険からの保険金として収入するものであります。

14ページ最下段から15ページにかけての21款 1 項市債につきましては、さきの第 3 表地方債補正で示した15事業について、それぞれの起債事業の変更に伴う補正で、予算科目ごとにまとめた計上であります。

続いて歳出についてですが、16ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項 2 目財政管理費では、歳入歳出の調整により、財政調整基金への積立金 2 億5,668万9,000円を増額補正するものであります。

なお、4 目財産管理費から14目新型コロナウイルス感染症対策事業費に関しては、歳入の補正に伴う財源調整であります。

企画調整部関係の補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第43号の総務部関係につきまして補

足説明をいたします。

補正予算書の10ページから12ページにかけての歳入でございます。

10ページ下段、3款1項1目利子割交付金20万3,000円の減及び次の11ページ、4款1項1目配当割交付金307万2,000円の増、その下、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金513万7,000円の増、その下、6款1項1目法人事業税交付金19万1,000円の減、その下、7款1項1目地方消費税交付金194万1,000円の減並びに12ページの上段、8款1項1目環境性能割交付金70万5,000円の減でございますが、これらにつきましては、県からの交付金の額が確定したことによりまして予算額との差額を補正するものでございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第43号のうち市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

歳入についてです。

12ページをご覧ください。

14款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金8,299万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金の額の確定により、既定予算との差額を増額するものです。

13ページをご覧ください。

14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金9,091万5,000円の減額、同じく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金36万円の増額は、令和3年度交付額の確定により、それぞれ既定予算との差額を補正するものです。

続いて、14款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金8,599万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の交付額が確定したことにより補正するものです。

14ページをご覧ください。

20款4項6目雑入のうち、新型コロナウイルスワクチン接種費381万1,000円の増額は、市の集団接種、巡回接種において、住所地以外の方への接種費用として補正するものです。

続いて歳出です。

17ページをご覧ください。

3款4項2目保健医療費27節繰出金28万円の減額は、出産育児一時金の実績により減額するものです。

補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、商工観光部部分について補足説明をいたします。

予算書19ページをお開き願います。

歳出でございます。

7款商工費1項商工費2目商工振興費から7款商工費3項公園費2項公園管理費まで、並びに21

ページ、10款教育費5項保健体育費につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第43号の建設部関係の補足説明をいたします。

歳入になります。

予算書13ページをお開きください。

上段となります。14款2項5目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金3,062万6,000円の増額は、今期の大雪に伴い、例年より多大な除雪費を要したことから、雪寒指定路線の除雪費に対しての社会資本整備総合交付金といたしまして1,162万6,000円の増額と、その他の路線に対しての臨時道路除雪事業費補助金1,900万円の交付を受けたものでございます。

次の欄をご覧ください。15款3項6目土木費委託金2節道路橋梁費委託金382万4,000円の増額は、県道の除雪に伴う委託金で、受託路線の除雪稼働実績により増額したものでございます。

次に、歳出です。

19ページ下の欄をご覧ください。8款2項3目道路橋梁新設改良費は、財源800万円を地方債から一般財源に振り替えたものでございます。

同じく5目除雪費は、財源3,445万円を交付金等の増額に伴い一般財源から国県支出金に切り替えたものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

最後の欄になります。11款1項1目公共土木施設災害復旧費は、財源20万円を地方債から一般財源に振り替えたものでございます。

建設部関係の補足説明につきましては以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

歳出について、補正予算書21ページをお願いします。

10款4項4目象潟公民館費21節補償補填及び賠償金500万円の増額は、本日、報告第1号で説明いたしました象潟公民館内で発生した転倒事故に係る示談による専決処分の損害賠償金であります。

なお、この損害賠償金の補填につきましては、企画調整部長が歳入20款諸収入4項6目雑入で説明したとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第44号及び議案第45号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第44号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について補足説明いたします。

初めに歳入です。

予算書6ページをご覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金2億1,883万1,000円の減額は、療養給付費等に対して県から交付される交付金で、交付額の確定により減額するものです。

2節特別交付金3,452万4,000円の増額は、特別交付金の保険者努力支援、特別調整交付金、県繰入金額の確定により補正するものです。

6款1項1目一般会計繰入金28万円の減額は、出産育児一時金の実績により減額補正するものです。

続いて歳出です。

7ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費18節負担金補助及び交付金2億1,883万1,000円の減額は、療養給付費の確定により減額するものです。

4項1目出産育児諸費18節負担金補助及び交付金42万円の減額は、出産育児一時金の実績により減額するものです。

5款1項1目財政調整基金積立金24節積立金の増額は、歳入歳出額の実績により3,466万4,000円を増額し、5,822万9,000円を基金に積み立てするものです。

議案第44号の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第45号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認については、先ほど市長の説明のとおりでありますので補足説明は特にございませぬ。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第46号について、初めに企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第46号の企画調整部関係について補足いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正であります。

金浦こ線橋改修事業に係る工事請負費について、本補正において107万8,000円を増額計上することに併せ、借入限度額を変更するものであります。

次に、予算書の7ページをお願いいたします。

歳入については、18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金689万8,000円の増額は、歳入歳出の調整のため増額しております。

本補正後の財政調整基金の残高は、29億1,005万4,000円となります。

次の21款市債1項1目総務債100万円の増額は、第2表地方債補正変更のように、金浦駅こ線人道橋補修・補強工事に係る工事予算の増額計上に伴う合併特例債の発行を増額するものであります。

企画調整部関係の補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第46号の総務部関係につきまして補足説明をいたします。

初めに、補正予算書の8ページをご覧ください。

歳出の上段、2款1項11目交流促進事業費の14節工事請負費の説明欄、金浦駅こ線人道橋補修・

補強工事107万8,000円の増額でございます。

この工事につきましては、昭和60年に建設・設置をいたしましたJR金浦駅のこ線人道橋の自由通路が、経年によりまして腐食や損傷が著しいため、現在、改修を行っているものでございます。令和2年12月定例会におきまして、債務負担行為の設定について議決をいただき、また、令和3年3月定例会では、JR東日本秋田支社を相手方としまして、工事の施工に関する協定の締結について議決をいただいております。協定の概要といたしましては、工事はJRが発注・施工し、工事費用を本市が負担するというもので、協定の期間は、今年度末、令和5年3月31日までとなっております。

次に、昨日、追加で配付をいたしました説明資料3-2をご覧くださいと思います。

JRと協定を結んでおります工事費の内訳を記載しております。

この表の概算額の「当初」の列、一番下の合計にありますとおり、JRとの協定金額は、令和3年度と令和4年度の2か年の工事費といたしまして、合計1億5,798万8,600円としており、これにつきましては変更ございません。このうち、令和3年度の工事費につきましては、「当初」の列の一番下、合計欄のとおり8,057万5,000円を予定しておりましたが、JRによる工程の見直し及び工事の施工量の変更等によりまして、令和3年度施工分が大幅に減少し、令和4年度の施工へとずれ込むこととなりました。これに伴いまして、令和3年度予算につきましては、さきの3月補正で予算額を1,500万円にまで減額をし、令和4年度の当初予算には、1億4,298万9,000円を計上したところでございます。そして、令和3年度分の工事費につきましては、さらに減額となりまして、最終的には、表の変更後の列の一番下にありますとおり、1,392万2,535円に確定をいたしました。これによりまして、令和4年度分の工事費は、表の一番右、変更後の列の一番下、合計のとおり1億4,406万6,065円となりましたので、当初予算との差額107万8,000円を増額する補正予算につきまして、4月1日付で専決処分をしたものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、商工観光部について補足説明をいたします。

補正予算書の8ページ下段、最後のページの一番下になります。

7款1項2目商工振興費14節工事請負費、企業立地用地排水路整備工事682万円です。

配付しております資料の23ページをお開き願います。

平面図一枚物になります。排水路の工事箇所は、平沢字塚田地内、株式会社プレステージ・インターナショナルの誘致を目的に市が用地取得の上、令和元年度に造成工事を行った上で同社に貸付を行った企業立地用地の西側、金浦側に当たります。青い太線部分であります。

令和元年度の用地造成工事の際は、数多くの農業用の用水路、排水路の移設も必要であったことから、土地改良区や地元の営農組合と協議を重ねながら進めております。今年3月末にプレステージ社の新拠点完成のタイミングで営農組合と再度、用排水路の現地調査を行った折、排水路を一本追加する必要が確認されたことから、目前に迫った稲の作付けに支障が出ないよう早急に工事を行う必要から、4月1日付で補正予算を専決処分させていただき、工事を行わせていただいたもので

す。

資料にありますとおり、施工延長188メートル、幅500ミリのベンチフリューム、いわゆるU字溝です。――で施工しております。写真も添付しておりますが、白く見えるコンクリートの蓋がけをした水路の部分です。

説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第47号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、議案第47号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

議案綴りの23ページをお開き願います。

本条例の第2条の表に施設の名称と位置が規定されておりますが、二つある施設のうち、このたび仁賀保新産業支援センターを用途廃止する改正内容でございます。

説明資料の24ページをお開き願います。

仁賀保新産業支援センターは、象潟新産業支援センターとともに、平成25年当時、市内製造業の雇用情勢が大変厳しい状況下、特色ある新産業を創出し、地元の雇用を守るため、国の緊急雇用創出事業を活用して株式会社D I Oジャパンが運営する株式会社仁賀保コールセンターを誘致するため、にかほ市新産業支援センターの一つとして設置したものでございます。その後の平成26年に同社は破産し閉鎖したものの、株式会社プレステージ・インターナショナルがその雇用を受け入れる形で二つの新産業支援センターに入居しております。今年3月にプレステージ・インターナショナルが市内の新拠点に移転したことから、現在は両施設とも空きオフィスとなっております。

仁賀保の施設については、このたび本条例の設置目的とは異なる用途、具体的には、にかほ市社会福祉協議会の事務用途としての必要が生じたことから、本条例から用途廃止をするため条例の一部改正を行おうとするものです。

施行日は、本年6月1日からとしております。

なお、象潟新産業支援センターにつきましては、今後もサテライトオフィス等の企業誘致やテレワーク移住、ワーケーション等を進めるため、これまでどおり、にかほ市新産業支援センターに位置づけてまいります。

説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第48号の歳入及び歳出について、初めに企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第48号の企画調整部関係について補足いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。

18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金80万円の増額については、歳入歳出の調整のための増額となります。

本補正後の財政調整基金の残高は、29億925万4,000円となります。

次の2目みらい創造基金繰入金624万8,000円の増額は、歳出予算に補正計上しております金浦小

学校教室の空調施設整備工事及び先進的海洋センター整備構想支援業務に係るそれぞれの事業費に充てるものとして計上をしております。

企画調整部関係の補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、商工観光部部分の補足説明をいたします。

補正予算書の7ページをお開き願います。

歳出です。

7款1項2目商工振興費14節工事請負費、新産業支援センター低圧電気切替工事45万1,000円です。先ほど議案第47号でご説明いたしました仁賀保新産業支援センターの用途廃止に伴う工事請負費です。

これまで同新産業支援センターは、主に空調機器の容量の関係で東北電力と高圧の電気契約を結んでおりましたが、その必要がなくなったため低圧に切り替えるための工事費です。

続きまして、予算書、同じく7ページ、小学校費を飛ばしまして一番下の項目、10款教育費5項保健体育費4目海洋センター管理費についてです。

8節旅費、10節需用費のうち燃料費、12節委託料、13節使用料及び賃借料の四つの節の補正がございますが、全て先進的海洋センター整備構想支援業務に関するもので、新規の事業となります。

説明資料でご説明いたします。

資料の26ページをお開き願います。最後のページです。

資料の一番上、一つ目は本業務の内容についてです。老朽化した竹嶋潟のカヌー・カヤック艇庫の建て替えを核とした魅力あるアウトドアフィールドの実現を目指した整備構想、いわば企画書の作成支援を、知見を有する事業者から業務委託するとともに、整備構想作成に必要な先進地調査を実施するものです。また、整備構想を作成の上、この資料の三つ目の項目にありますB&G財団の助成事業、先進的海洋センター整備事業への申請を行うことを目的としております。

資料の1、内容の四角い枠で囲んだ部分に予算書の節ごとの説明を記載しておりますので、この資料の方でご説明申し上げます。

8節旅費32万3,000円は、屋外体験の参考モデルとなる県外の施設を市の職員が先進地調査するための旅費2人分並びに助成事業申請に際して東京のB&G財団で行われる審査会でのプレゼンテーションに職員2人が出席するための旅費でございます。

10節需用費のうち燃料費3,000円と13節使用料及び賃借料2万3,000円は、先進地調査の際、レンタカーの使用に必要な経費でございます。

なお、県外施設の調査先は、福岡県で株式会社モンベルが手がけている屋外体験施設を想定しております。

12節委託料495万円は、整備構想を作成するために知見を有する事業者から支援業務を行っていただくための委託料です。

主な委託内容は、竹嶋潟エリアの現地調査、平面図やパースの作成、事業費見積り、B&G財団の助成事業の申請に必要な提案書の作成支援等でございます。

委託先は、モンベルグループで設計業務や地域活性化コンサルティングなどを行っている企業を想定いたしております。

次に、資料の2番目の竹嶋潟エリアの整備構想に至るまでの経緯と、3番のB&G財団の助成事業についてご説明いたします。

最初に、2、経緯についてでございます。

資料への記載は割愛しておりますが、令和元年8月に、にかほ市と株式会社モンベルが包括連携協定を締結。令和3年8月には、道の駅ねむの丘エリアにモンベルストアを兼ね備えたアウトドアアクティビティの拠点となる公共施設の建設を目指した基本合意を交わしました。それらを経て、(1)に記載したとおり、今年4月21日には拠点施設の建設に関する協定書を締結し、拠点施設の建設とともに、にかほ市アウトドアランドデザイン報告書の各施策の実現に協力して取り組むことといたしました。

(2)のにかほ市アウトドアランドデザインの策定についてですが、鳥海山や日本海などの本市の豊かな自然の資源を生かした、体験・滞在型のアウトドア活動、アウトドアアクティビティと呼んでおります。――を推進するため、市が依頼し、モンベルから昨年8月にアウトドアランドデザイン報告書を作成していただいております。

報告書の中では、鳥海山を間近に臨む景観や、南極へ航海に行った白瀬臺の記念館が隣接する竹嶋潟は、パドルスポーツのフィールドとして大変魅力的で、エコツーリズムを展開する上でにかほ市の大きな特徴と捉えております。また、モンベルとの動向とは別に、近隣自治体のカヌー愛好者団体の竹嶋潟への愛着や、その関連で新たに市内にカヌークラブが発足、さらには、秋田市に拠点を置くカヌー団体による大規模なイベント企画なども予定されており、再びパドルスポーツの機運が高まっております。これらを背景に、竹嶋エリアの特徴を踏まえた魅力あるアウトドアフィールドとしての整備構想の内部検討や艇庫の建て替えを念頭にした有利な助成事業がないかなど調査を続けてきたところでございました。

続いて資料の3番目、B&G財団先進的海洋センター整備事業（助成事業）についてです。

今年度新たに、B&G財団により、加盟自治体を対象にした海洋センターの整備に対する新たな助成事業が創設されました。(1)にありますとおり、要件の一部を抜粋いたしますと、水辺に艇庫機能を有する複合型の海洋性レクリエーション拠点の整備であること。近隣施設と連携、観光客の訪れる魅力ある体験施設整備であること。民間企業等の知見とノウハウを活用した事業として実施することなどとなっております。

(2)募集内容等については、助成金額、上限額10億円。助成率は100%以内。助成対象は、艇庫の新築や改修のほか、機材や備品の購入費用が対象となっております。募集期間は、令和4年3月10日から7月12日までとなっております。

助成金額、助成率が有利な反面、他の自治体のモデルとなる高度な先進性が求められる、ハードルの高い事業と捉えております。

申請に際しては、助成事業の趣旨に沿って採択を目指せるよう、また、にかほ市アウトドアランドデザインの具現化に資する整備構想となるよう、知見を有する事業者へ作成支援業務を委託

するのが、このたびの補正予算計上させていただく目的でございます。

なお、本助成事業は、B&G財団から今年2月に初めて募集要項が公表され、申請受付期間が3月10日から7月12日までと短期間となっております。そのため、今臨時議会にて予算計上をお願いするものでございます。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

歳出について、補正予算書7ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費14節工事請負費、施設整備工事129万8,000円の増額は、今年度、金浦小学校の特別支援学級が2学級から3学級に1クラス増えたため、空き教室を使用することになりましたが、エアコンの設置がないため、その整備工事費を補正するものです。

今年度新たに特別支援学級に入級することについて、保護者の相談、決定が長引き、時間を要したことにより、令和4年度当初予算に計上することができませんでした。夏場の学校生活に向けて学習環境を整えるため、6月定例会の補正予算へ計上する予定でしたが、このたびの臨時議会開催に併せて補正をお願いすることにいたしました。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで補足説明は終わります。

所用のため暫時休憩します。再開は2時55分といたします。

午後2時42分 休 憩

午後2時54分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行い、議案番号を教えてください。

初めに、報告第1号専決処分の報告について（専決第2号）から報告第3号令和3年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの報告3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号から報告第3号までの質疑を終わります。

次に、議案第41号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）及び議案第42号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）までの議案2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第41号及び議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）から議案第45号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）までの議案3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号から議案第45号までの質疑を終わります。

次に、議案第46号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）及び議案第47号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての議案2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第46号及び議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第41号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、承認することに決定しました。

次に、議案第42号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第42号は、承認することに決定しました。
次に、議案第43号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、承認することに決定しました。

次に、議案第44号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、承認することに決定しました。

次に、議案第45号令和3年度にかほ市後期高齢者医療会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第45号の討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、承認することに決定しました。

次に、議案第46号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、承認することに決定しました。

次に、議案第47号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についての討論を

省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から、委員会における審査中の事件において、会議規則第109条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報広聴委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後3時05分 閉 会
